

神戸港港湾事業継続計画 (神戸港港湾BCP)

～高潮・暴風編～

【改定版】

令和3年3月

神戸港港湾BCP協議会

目 次

1. 基本方針	2
2. 港湾機能の回復目標	3
3. 実施体制	4
4. 対象とする危機的事象	5
5. 対応計画	8
(1) 事前対応行動（フェーズ別高潮・暴風対応計画）	8
(2) 被災後の対応行動	12
1) 初動対応	12
2) 業務継続計画	13
・国際コンテナ等物流活動	
※コンテナ流出対応	
(3) エリア減災計画	16
6. マネジメント計画	18
1) 事前対策	18
2) 教育・訓練	19
3) 見直し・改善	19
7. 運用期日	20

1. 基本方針

「神戸港港湾事業継続計画～高潮・暴風編～」(以下「神戸港港湾BCP高潮・暴風編」と称する)は、大型台風襲来等に起因する高潮・暴風被害(以下危機的事象という)が発生しても、神戸港の重要機能が最低限維持できるよう、危機的事象の事前と発生後に行う具体的な対応(対応計画)と、平時に行うマネジメント活動(マネジメント計画)等を示した文書である。

神戸港港湾BCP高潮・暴風編の作成にあたっては、『危機的事象発生前の事前対処行動を示し、発生後の重要機能の維持・早期回復を目指して、港湾関係者の役割や対応の手順、復旧の目標等を明確化するとともに、その実効性を確保すること』を基本方針とし、次の事項に配慮した。

- ① 多くの港湾関係者が協働しつつ、迅速かつ的確に各々の役割を遂行できるよう、できる限り明確に記述すること。
- ② ただし、神戸港の港湾特性や被害状況等に応じて、柔軟な対応ができるようにすること。
- ③ 計画の実効性を確保するため、神戸港港湾BCP協議会及び各種専門部会を設置し、訓練や計画の見直し・改善等、継続的な取組み、活動が可能な体制を構築すること。
- ④ こうした継続的な取組み、活動を通じて、災害に対する備えの深化や港湾関係者間相互の信頼関係が醸成できること。

2. 港湾機能の回復目標

神戸港では、平成 30 年台風 20 号及び同 21 号による外郭・港湾施設等の破損に加え、越波等により、人工島（埋立地）において、都市機能用地にまで及ぶ大規模な浸水が発生した。これにより、コンテナの海域への流出や、浸水に起因する自動車火災、コンテナターミナルなどの荷役機械の損傷など、港湾物流用地を中心に大きな被害が発生し、また、水域の閉鎖により機能が停止した。

本計画の策定にあたっては、特に被害が大きかった台風 21 号による被害の状況を踏まえ、以下のように設定する。

国際コンテナ等物流活動（発災後 3 日以内）

神戸港における国際コンテナ物流機能を維持するため、3 日以内に、ポートアイランド・六甲アイランドそれぞれ 1 バース以上の輸送ルートを再開できるよう、「航路啓開」「臨港道路の啓開・復旧」を行う。

3. 実施体制

神戸港港湾BCP高潮・暴風編策定の体制については、既に策定済みの神戸港港湾BCPと同様の体制とする。

表 3-1 協議会の構成

平成 28 年 3 月現在

組織名		組織名	
行政機関 (7 機関)	財務省神戸税関	関係団体・ 企業 (10 機関)	兵庫県港運協会
	国土交通省神戸運輸監理部 海事振興部		兵庫県倉庫協会
	国土交通省神戸運輸監理部 総務企画部		一般社団法人 兵庫県トラック協会
	国土交通省近畿地方整備局 神戸港湾事務所		一般社団法人 日本船主協会 阪神地区船主会
	神戸海上保安部		大阪湾水先区水先人会
	神戸市危機管理室		協同組合神戸タグ協会
	神戸市港湾局		一般社団法人 日本外航客船協会
			神戸旅客船協会
	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 近畿支部		
	阪神国際港湾株式会社		
事務局 神戸市港湾局			

※オブザーバー：阪神高速道路株式会社

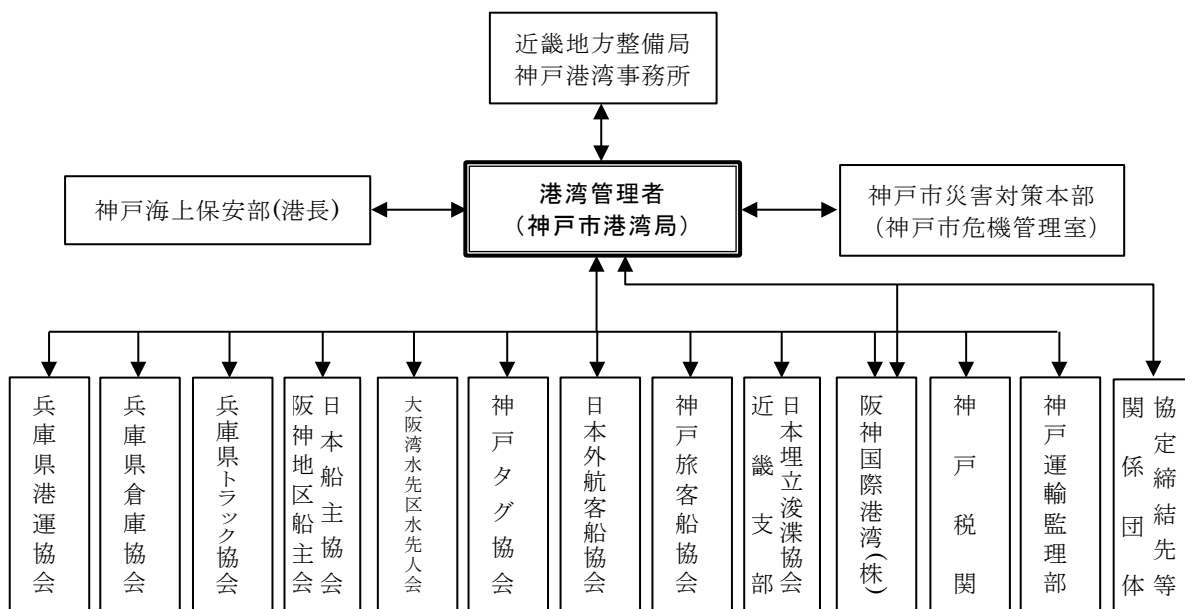


図 3-1 協議会の連絡体制

4. 対象とする危機的事象

神戸港港湾BCP高潮・暴風編策定にあたっては、特に高潮による被害のあった平成30年台風第21号とする。

(1) 平成30年台風21号について

- ・平成30年9月4日12時頃、非常に強い勢力で徳島県南部に上陸（中心気圧950hPa、最大風速45m/s）
- ・同日14時頃、神戸市付近に上陸（中心気圧955hPa、最大風速45m/s）し、速度を上げながら近畿地方を縦断

表4-1 平成30年台風21号の観測記録

観測所・要素	台風21号
神戸最低海面気圧	958.2 hPa
神戸最大風速	24.1 m/s
神戸最大瞬間風速	41.8 m/s
神戸最高潮位（瞬間値）	233 cm
神戸最高潮位（平滑値）	200 cm

※潮位は3分平均値（波浪等の短周期成分を除いたもの）

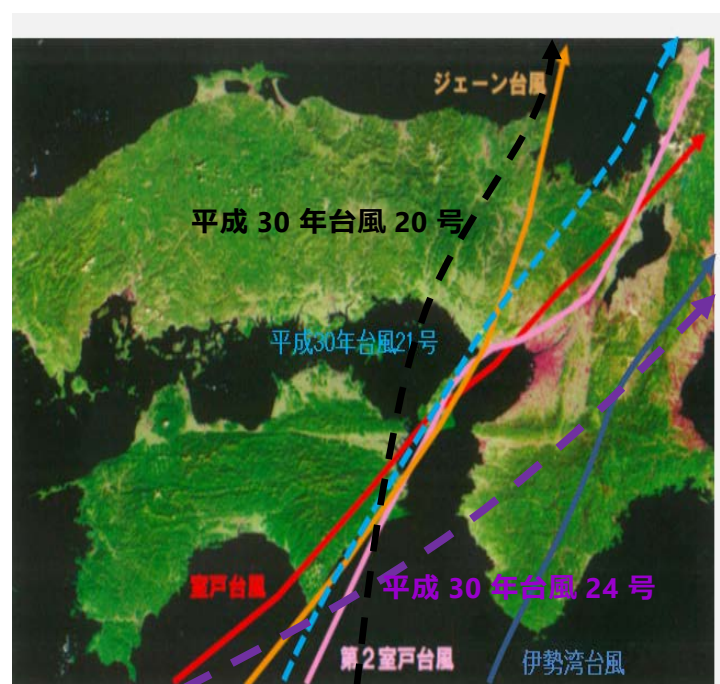


図4-1 主な台風の進路

兵庫県作成 高潮対策検討委員会（尼崎西宮芦屋部会）資料より

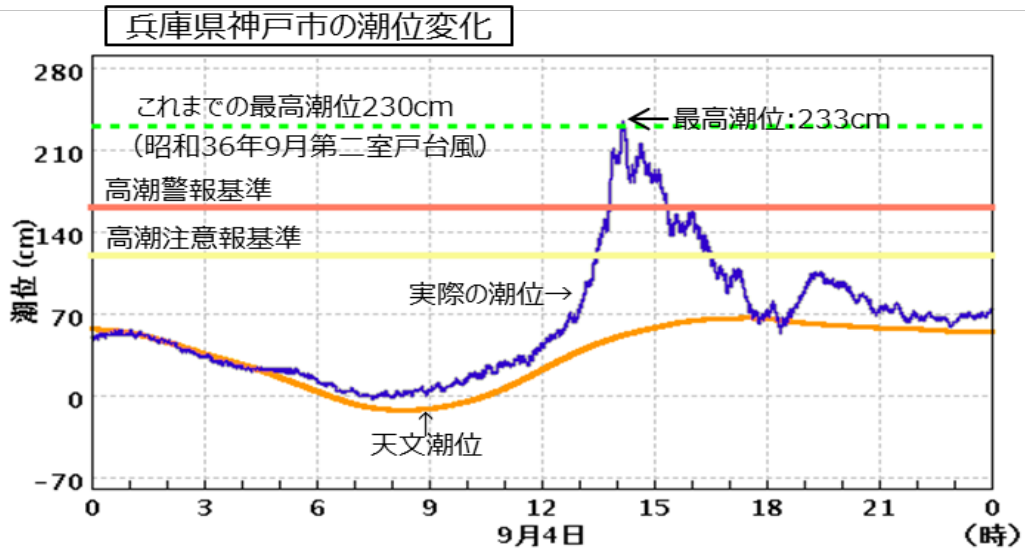


図 4-2 台風 21 号の神戸港の潮位

大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会（神戸港部会）資料より

(2) 高潮浸水想定図



図 4-3 浸水シミュレーション結果

大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会（神戸港部会）資料より

(3) 港湾施設等の想定被害

平成 30 年台風 21 号による被害を想定被害とする。

■六甲アイランド

- ・岸壁等を越波した海水が流入、市街地の一部にも到達
- ・上屋、荷役機械（ガンドリークレーン、テナークレーン、トラクターヘッド等）、貨物、車両等、電気設備（受変電施設等）が冠水被害
- ・車両、コンテナの火災が発生
- ・コンテナが海上への流出、緊急対応により入港規制（5 日間）
- ・受変電施設等が損傷
- ・道路冠水により、物流幹線/緊急輸送路が一時通行止め
- ・コンテナ荷崩れ、漂流

■ポートアイランド

- ・岸壁等を越波した海水が流入し、市街地の一部にも到達
- ・上屋等に冠水被害が発生
- ・道路冠水により、物流幹線/緊急輸送路が一時通行止め
- ・港島トンネル排水施設が破損、水没
- ・コンテナ荷崩れ、漂流

■東部工区

- ・越波した海水が流入
- ・車両冠水、道路封鎖（六甲アイランドと市街地との動線が一時途絶）

■神戸空港島

- ・越波により海上アクセスターミナル周辺が冠水

■兵庫ふ頭、苅藻島等

- ・高潮や越波により、上屋や車両の冠水

5. 対応計画

(1) 事前対応行動（フェーズ別高潮・暴風対応計画）

高潮や台風（以下、「台風」という。）は突発的に発生する地震や津波とは異なり、事前に災害発生のおそれのあることを予見でき、適切に事前対応行動をとることにより災害を軽減することが可能である。事前対応行動としては、台風の接近時まで実施しておくことが望ましいインフラ整備や注意喚起等の「予防措置」段階、台風接近に伴い各気象台から発表される気象情報を契機とする「事前対応行動」段階に分けて考える。

事前対応行動計画は公共機関（国、港湾管理者など）と民間機関（ターミナル関係者、船社など）では取るべき行動が異なるため、それぞれの機関が各段階において取るべき行動を「フェーズ別高潮・暴風対応計画」としてまとめる必要がある。

■フェーズ別の区分とトリガー

各時点において取るべき防災行動の内容ごとに、「事前対応行動」を3段階のフェーズに区分する。各フェーズのトリガーについては、気象庁の注意報・警報発表とする。

フェーズ①：準備・事前対応段階

神戸地方気象台が発表する台風進路予測（台風の発生）（概ね5日前）

フェーズ②：確認段階

神戸地方気象台が発表する注意報発表（強風・波浪・高潮）（概ね1日前）

フェーズ③：完了段階

神戸地方気象台が発表する警報発表（暴風・波浪・高潮）（概ね12時間前）

1) 港湾管理者の行動計画（案）

次頁に港湾管理者の対応案を示す。

また、その次に平成30年台風21号来襲時の気象情報、行動記録を参考に示す。

表5-1 フェーズ別高潮・暴風対応計画（港湾管理者の対応）

フェーズ	防災情報※ ¹	時間の目安※ ²	情報収集	体制	防災行動等	港湾利用者への対応等
【フェーズ①】 準備・事前対応 段階	・台風発生 台風 情報発表 ・ 早期警戒情報 (警報級の可能性) ・ 台風説明会	-120h (5日前)	気象・海上情報の収集 (随時)	・ 防災体制の構築 (職員の参集) ・ 防災連絡会議	・ 排水機場の運転準備 ・ 鉄扉閉鎖指令時刻の検討 ・ 発信情報の確認 ・ 工業者への防災対策指示 ・ 調査・作業体制の確認(陸揚場 所、優先順位の検討)※コンテナ流出	・ 事前対策の注意喚起※ ³ ・ 防災情報の注意喚起 (ポータルサイト活用)
		-72h (3日前)				
		-48h(2日前)				
【フェーズ②】 確認段階	・ 注意報発表 強風・高潮・波浪	-24h (1日前)	・ 班長会議 ・ 鉄扉閉鎖指令 ・ 神戸市災害警戒本部	・ 鉄扉閉鎖指令 (道路横断部を除く) ・ 鉄扉等の閉鎖予告看板の設置 (迂回路の無い箇所) ・ 作業船、在港船の待避準備※ ⁴ ・ 工業者の対策完了確認 ・ 作業船、在港船待避指示※ ⁴	・ 操作委託者に対し、鉄扉 等の閉鎖指示 ・ 堤外地企業に対し、鉄扉 等の閉鎖の周知 ・ 鉄扉等の閉鎖情報の共有 ・ 事前対策の注意喚起	
		-12h (半日前)				
【フェーズ③】 完了段階	・ 警報発表 暴風・高潮・波浪 ・ 特別警報発表	-12h ～ -6h	・ 防災行政無線、屋外スピーカ ー、緊急速報メールによる臨 海部の注意喚起 ・ 各対策完了の確認 ・ 道路横断部の鉄扉閉鎖 及び全施設の閉鎖確認 ・ 情報共有カメラ等での監視 ・ 避難指示発令の周知	・ 鉄扉閉鎖、避難情報 の発信		
		～-2h				
台風最接近						
事後対応段階	・ 警報解除	台風通過	・ 被災情報の収集	・ 被災調査体制の構築	・ 鉄扉等の閉鎖解除 ・ 施設の点検、記録等の実施 ・ 3日以内に国際コンテナ等物 流活動再開	・ 阪神国際港湾(株)、協会等 を通じた被災状況ヒア リング ・ 港湾機能の復旧に向けた 情報共有

- ※1 気象庁発表の注意報、警報だけではなく、時系列予報や潮位予測の結果、作業に要する時間等を考慮し、防災活動の各実施主体は柔軟に対応する。
 ※2 防災行動を開始する目安で、台風の規模や速度、ルート、夜間・休日等に接近が予想される場合などは、適宜、防災行動を繰り上げて対応する。
 ※3 気象・防災情報を提供し、事前の防災行動を喚起する。(電源設備等の防水対策、荷役機械等の固定、コンテナ等の固縛、車両・移動式クレーン等の移動、作業船・所有船舶の避難、非常用電源の稼働確認等)【台風の規模等に応じ、対策が異なる場合があることに留意】
 ※4 フェーズに関わらず港長からの勧告に従う。

表5-2 港湾管理者の動き（平成30年台風21号）

フェーズ	月日	時刻	台風の動き	気象情報			体制	防災行動	船舶
				風	雨	潮			
【フェーズ1】 準備・事前対応	168h前	8月28日	台風発生						
	72h前	9月1日						事前対策の注意喚起 (注意喚起ビラの配布)	
	24h前	9月3日	14:00				局防災指令(2号閉鎖)	全鉄扉閉鎖指令	
			15:30	台風説明会				巡回による注意喚起	
		17:00					工事現場養生確認 鉄扉閉鎖完了	第1体制(避難準備勧告)	
【フェーズ2】 確認段階	18h前		19:58	強風・波浪注意報	強風注意報				
	12h前		0:00						第2体制(全船舶避難勧告)
			2:50	雷・高潮注意報			高潮注意報		
【フェーズ3】 完了段階	7h前	9月3日	6:23	暴風・波浪・高潮警報、大雨注意報	暴風警報	大雨注意報	高潮警報		
			8:00				全市防災指令第2号		
	6h前	9月3日	9:28	洪水注意報、大雨警報		大雨警報		事前対策の注意喚起 (巡回による声かけ)	
			10:00					全鉄扉閉鎖完了	
	4h前	9月3日	12:00	徳島南部上陸				防災スピーカー注意喚起 (避難指示)	
			13:48	洪水警報					
			14:00	神戸最接近					
警報発令中	最接近	9月3日	14:30					防災スピーカー注意喚起 (海岸から離れる様 呼びかけ)	
			15:00					防災スピーカー注意喚起 (避難指示(緊急))	
	3h後	9月3日	16:26	高潮注意報					
			17:00				局防災指令解除	鉄扉閉鎖指令解除	
事後対応	18h後	9月3日	17:25	大雨・強風・波浪・洪水注意報				陸域巡回、水域巡回	
			20:54	洪水注意報解除				道路啓開作業	
			23:13	高潮注意報解除			解除		
	96h後	9月5日	4:10	全注意報解除	解除	解除			
			10:00					・全鉄扉開放確認 ・水路啓開作業	
	9月8日	18:15					水域安全確認完了	第2体制解除	

2) コンテナ流出対策

岸壁で事業を行う事業者は、コンテナ等の貨物が高潮等により海上に流出しないよう、事前対策を施すものとする。高潮等に対する事前対策の取り組み事例を、参考に以下に示す。なお、対策は、港湾管理者の事前対応計画を参考に、暴風が吹き始める前までに、完了させることとする。

■ 日常的な取り組み

- ・ 自社フェーズ別高潮・暴風対応計画の策定
- ・ 高潮、暴風時の現場対応マニュアルの作成（コンテナの積み方 など）
- ・ 社内の災害時計画の策定、見直し（予備電源確保 など）
- ・ 緊急連絡体制の策定、強化
- ・ 防災対応訓練の実施
- ・ コンテナ蔵置個数を抑える（利用者へのお願い）

■ 台風接近前の対策

- ・ 貨物の固縛
- ・ 地盤の高い場所への移動
- ・ 場外漂流防止措置の実施（周辺ゲートの閉鎖 など）

3) 情報収集

神戸市では「神戸港防災ポータルサイト」を開設し、神戸港の潮位情報や防潮扉の開閉状況など、防災行動に必要な情報を発信している。

また、同サイト上でメール登録者には、台風・高潮等に伴う港湾局防災指令の発令状況、台風情報や港湾関連の交通情報などを配信しており、関係者はメール登録を行い情報収集に活用することとする。

URL:<https://kobeko-bousai.jp/> または「神戸港防災ポータルサイト」で検索

(2) 被災後の対処行動

被災後の対処行動としては

- ①コンテナの流出
- ②電源故障による照明、荷役機械等の機能停止
- ③道路冠水、道路閉塞（車輛・貨等物等の散乱）

などを対象に以下のとおり定める。

1) 初動対応

協議会の構成員は、それぞれの組織において、通信手段の確保、被害状況の確認を行い、可能な範囲で二次災害防止対策を講じる。

また、協議会の構成員は、各組織の被害状況等について、使用可能な通信手段（電話、携帯電話、メール、FAX 等）を用い、神戸港港湾 BCP 協議会連絡体制に従って、協議会事務局（神戸市港湾局）に報告する。

■被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。

■二次災害の防止

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

■協議会事務局への連絡

協議会構成員は、上記の項目について、協議会事務局に連絡する。

各組織は参集・体制設置後、各々の所管する港湾施設等の点検を行い、必要な復旧活動を順次実施するものとする。施設点検については、警報解除後 3 日以内に実施することを目標とする。

『国際コンテナ等物流活動』について、次頁以降に示す対応計画に基づき行動するものとする。

2) 業務継続計画

・国際コンテナ等物流活動（発災後3日以内）

■参集、被害状況の把握（発災後24時間以内）

- 対象となる構成員は、参集後速やかに各組織の被災状況を神戸市港湾局に報告する。
- 神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱は、施設点検の実施体制を整え、協力団体へ点検等への協力要請を行う。

■施設の点検、利用可否判断（発災後2日以内）

- 神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱は、耐震強化岸壁、背後ヤード、荷役機械等の点検・利用可否判断を行う。
- 神戸市港湾局は耐震強化岸壁に接続する臨港道路（緊急輸送道路）、防波堤及び航路・泊地の点検を行い、利用可否判断を行う。
- 神戸市港湾局は、点検・利用可否判断の結果を集約し関係者へ発信するとともに、対象となる構成員と調整の上、応急復旧計画を策定する。
- 神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱は、協力団体へ応急復旧実施の要請を行う。

■施設の応急復旧（発災後3日以内）

- 神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱、協力団体は施設の応急復旧・コンテナ流出対応※などの航路啓開を行う。
- 神戸海上保安部は、啓開・測量実施後の水域の安全確認を行う。

■国際コンテナ物流等活動の再開（発災後3日以内）

- 阪神国際港湾㈱、兵庫県港運協会、兵庫県トラック協会は、関係者（借受者等）と調整しながら、コンテナ船の着岸準備、荷役体制を整える。
- 大阪湾水先区水先人会、神戸タグ協会は、コンテナ船の運行支援を実施する。
- 関係者は荷役作業を実施する。

■被災の大きいコンテナターミナルの復旧（発災後遅くとも1年以内）

- 神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱は、国際コンテナ物流活動を継続しながら、コンテナターミナルの本格復旧を実施する。

表5-3 国際コンテナ等物流活動における対処行動の流れと関係主体

	国際コンテナ物流対応			神戸市 災対本部	港湾局	神戸港湾 事務所	神戸海上 保安部	神戸運輸 監視部	阪神国際 港湾(株)	兵庫県 港運協会	兵庫県 倉庫協会	兵庫県 トラック 協会	神戸旅客 船協会	日本埋立 浚渫協会	神戸税関	大阪湾 水先区 水先人会	神戸 タグ協会	日本船主 協会	日本外航 客船協会	関係団体
	24h	2日	3日																	
参集、被害状況の把握	避難、 体制設置				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	被害情報 収集	随時 被害情報収集、発信			○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の点検、利用可否判断 (物流機能維持用耐震強化岸壁)	港湾施設の 点検・利用可 否判断				情報集約	●	●		●					○						●
	水域の点検 利用可否判 断				●	●	●	●												●
施設の応急復旧	港湾施設の 応急復旧実施				情報集約	●	●	●	●					●					○	●
	水域内の異常点撤去				●	○	●	●						●						
国際コンテナ物流活動の再開	荷役体制の構築								●	●	●							○		○
	コンテナ船の着岸準備						○	○							○	●	●	○		○
	コンテナ船着岸と荷役作業等の実施				○				○	●	●				○	●	●	○		●
被災の大きいコンテナターミナルの 復旧				情報集約	●	●	●	●					●						○	●

- 注：①上記対処業務のうち、海上作業は港長からの避難勧告解除後とする。
 ②上記対処業務と目標時間については、今後訓練や大阪湾港湾機能継続計画推進協議会での協議、調整等を通して、具体性、実行性を高めていくものとする（PDCAサイクル）。
 ③主体や時間目標については、あくまで目標であって、現実の発災時には、状況に応じた柔軟な対応が求められることとなる。
 ④図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。
 ⑤水域の異常点撤去について、異常点が港湾区域から一般水域に及ぶ場合は、神戸港湾事務所が日本埋立浚渫協会・神戸市港湾局と調整し作業する。

※コンテナ流出対応について

平成 30 年台風 21 号により発生したコンテナ流出では、大阪湾の奥（北東方面）への吹き上げによる潮の流れにより、コンテナの漂流は港湾区域内に留まった。港湾区域内に留まる場合のコンテナ流出への対応体制、実施フローを以下に示す。（注：流出が港湾区域から一般水域に及ぶ場合は、近畿地方整備局神戸港湾事務所が、神戸市港湾局、作業実施担当と調整して実施するものとする（図 5-1 に赤色で記載））

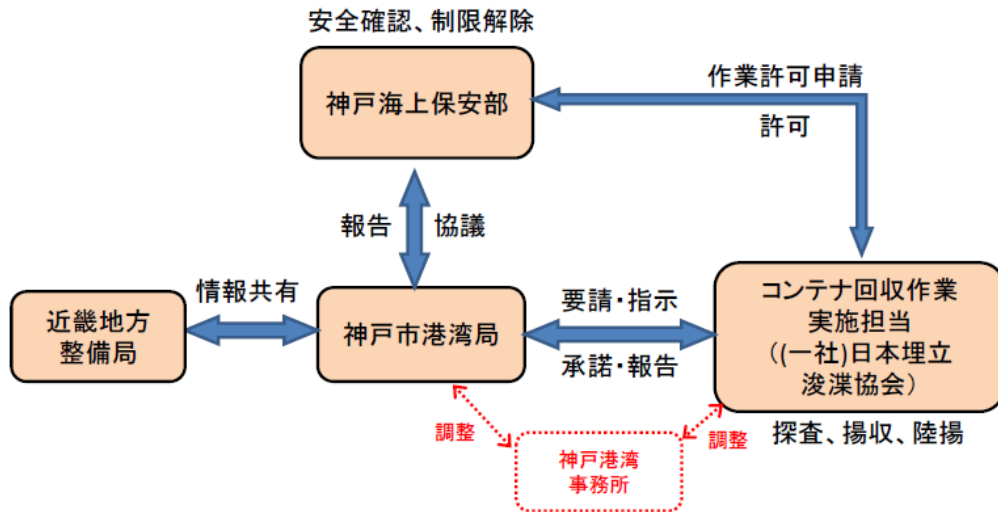


図 5-1 コンテナ揚収対応体制

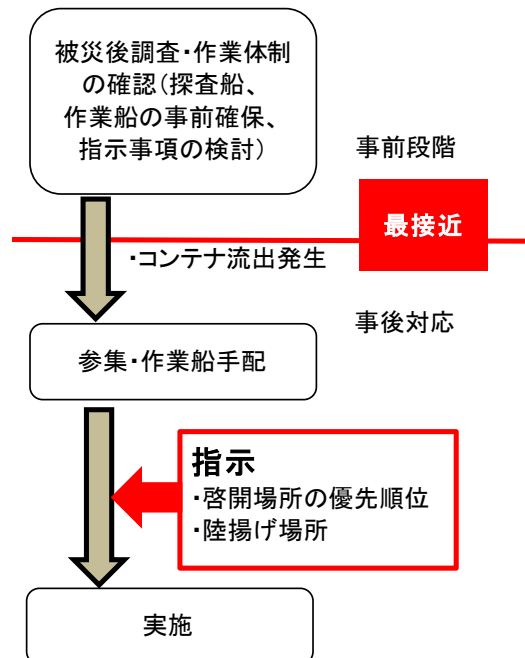


図 5-2 実施フロー

作業指示のため、以下 2 点を関係者と調整し、作業実施時に指示する。

- (1) 探査、揚収作業箇所の設定
- (2) 陸揚げ場所の設定

(3) エリア減災計画

「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン（改訂版）平成31年3月国土交通省港湾局」において、堤外地等で港湾機能や産業機能が集積し、高潮等の被害が大きい地域などについては、フェーズ別高潮・暴風対応計画に加えて、ハード及びソフト対策を含む「エリア減災計画」を策定の上、対策を講じることとされている。

神戸港においても、エリアの設定、計画策定体制などが整えば、エリア減災計画を策定し、対策を進める。策定されたエリア減災計画は、別冊に随時追加していく。

【参考】エリア減災計画について

港湾の堤外地等のうち、物流・産業活動に重大な影響を及ぼす被害が想定されるエリアを選定し、港湾管理者・海岸管理者、市町村等の防災部局、国直轄事務所、関連民間企業、地方气象台等により、ハード及びソフト対策を含む「エリア減災計画」を策定し、必要な対策を講じる。

(1) 地区の選定

過去の高潮被害、既存の高潮浸水想定、貨物の取扱いや企業の立地状況等により、物流・産業活動に重大な影響が想定される地区をエリア減災計画の策定地区として選定する。

(2) 策定体制

港湾管理者等が中心となり、地方整備局、市町村等の防災部局、立地企業や利用企業、地方气象台等から、エリア減災計画の策定メンバーを選定する。

(3) 検討内容

エリア減災計画の策定にあたっては以下の内容を検討することとする。

- ① エリアで必要なハード対策を検討する高潮の規模の設定
- ② 設定した規模の高潮の浸水に基づく具体的な被害想定
- ③ 設定した規模の高潮へのハード・ソフト対策

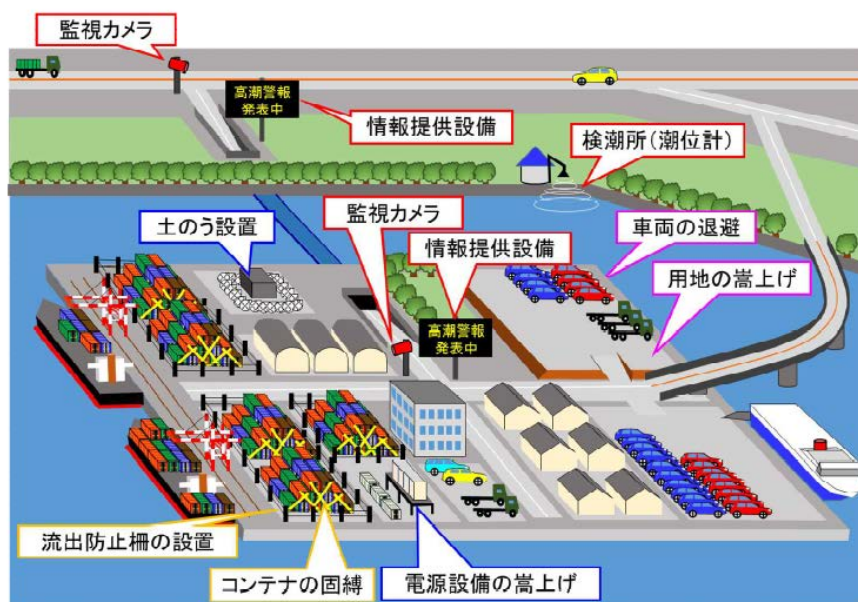


図 5-3 エリア減災計画のイメージ

(港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン（改訂版）平成31年3月国土交通省港湾局)

(4) 検討にあたって

エリア減災計画の策定にあたっては、港湾管理者・海岸管理者だけでなく、計画策定エリア内の立地企業・利用企業等との連携が必要不可欠であることから、防災対策について官民が連携して検討する体制の構築が必要である。

これらの体制を構築し、計画策定エリア内の機能や企業の立地状況、利用状況、地盤高等の地理的状況などのエリアの特徴に応じたエリア減災計画の検討、策定を進めることが重要である。

6. マネジメント計画

1) 事前対策

発災後の港湾機能の早期回復を図るため、事前対策として取り組む項目を表6-1に示す。

表6-1 事前対策 *表中：短期=1-3年以内、中期=3-5年以内、長期=5年以上

	区分	対策内容	関係主体	目標時期
共通	BCP作成	・各主体のBCP作成	全員	短期
	参集体制	・代替参集場所や代替連絡場所の設定	全員	短期
	情報疎通	・災害時に利用可能な情報通信手段の整備	全員	中～長期
		・収集した情報の集約、発信方法の検討	神戸市	短期
	計画	・緊急時の船の用途毎のバース利用計画の策定	神戸市	短期
	データ保全	・安全な場所にあるサーバー等でのデータ保存	全員	短期
	備蓄	・3日分の食料の備蓄	全員	短期
点検・応急復旧	体制、実施手順	・点検・応急復旧に係る対応計画の実施体制、応急復旧方法及び手順等の詳細検討	神戸市、近畿地整、阪神国際、埋浚	短期
		・連携体制による点検実施に必要なとなる統一的な被災点検項目や基準の設定	神戸市、近畿地整、阪神国際、埋浚	短期
	協定等	・埋立浚渫協会等との復旧に係る協定締結	神戸市、近畿地整、阪神国際	短期
		・航路啓開等、港内作業許可に係る事前協定の締結	神戸市、近畿地整、保安部、阪神国際	短期
		・復旧資機材の調達に関する流通在庫等の確保方策	神戸市、阪神国際	中期
国際コンテナ物流	体制、実施手順	・ターミナルの応急復旧、事業継続に係る官民の役割分担、連携体制に係る詳細検討	神戸市、近畿地整、阪神国際、借受者/ターミナルオペレーター	短期
		・高潮発生時のトレーラー等の避難ルール、避難場所の検討	神戸市、阪神国際、借受者/ターミナルオペレーター	短期
		・利用可能岸壁と被災岸壁との共同利用体制の構築	阪神国際、借受者/ターミナルオペレーター	長期
	その他	・早期に電気設備を復旧するための手法の検討	阪神国際、借受者/ターミナルオペレーター	短期
		・オペレーションシステム、リーファー等の為の非常用電源の確保	阪神国際、借受者/ターミナルオペレーター	長期
		・被災コンテナへの対応方法の検討	神戸税関、阪神国際、港運協会	中期
		・コンテナ等の流出対策の検討 ・探査、揚収作業箇所優先順位の設定 ・陸揚げ場所の設定	近畿地整、神戸市、阪神国際、港運協会	中期
その他	ハード対策	・港湾施設の高潮対策	神戸市	短～中期
		・海岸保全施設の津波対策（防潮堤等を粘り強い構造に補強）	神戸市	中期
	津波対策	・船舶の避難方法や固縛方法、避泊地等の津波対策を検討・推進する。	神戸市、外航客船協会、神戸旅客船協会、水先人会、タグ協会	短期
	燃料確保	・災害時の燃料確保の方策	神戸市	中期
	ガレキ処分	・災害時に発生するガレキ等の仮置場の設定	神戸市	長期
	高潮対応	・エリア減災計画の策定	神戸市、関係事業者	長期

2)教育・訓練

神戸港港湾 BCP にある同項目と同じ。

3)見直し・改善

神戸港港湾 BCP にある同項目と同じ。

7. 運用期日

本計画は、令和2年4月1日より運用

本計画は、令和3年4月1日より運用